

名古屋市公募型見積合せ（試行）参加者手引

令和 8 年 3 月 5 日
7 財 契 第 6 1 号

名古屋市が行う公募型見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」といいます。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号。以下「契約規則」といいます。）その他関係法令を遵守するほか、この手引の定めるところに従って見積してください。

（公正な見積の確保）

第 1 条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 見積参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該見積合せに参加することをみだりに表明してはなりません。

3 見積参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該見積合せへの参加の有無の問合せをしてはなりません。

4 見積参加者は、契約担当課から公正な見積の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければなりません。

（参加資格）

第 2 条 見積参加者は、名古屋市競争入札参加資格審査において、案件ごとに指定された申請業種の入札参加資格を有している必要があります。

（見積等）

第 3 条 見積参加者は、設計書、仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟覧のうえ、見積してください。これらの書面の記載内容等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

2 見積参加者は、見積書（様式 1）を作成し、PDF 形式に変換して案件ごとに本市が指定するメールアドレスあてに電子メールに添付して提出してください。その場合、電子メールの件名は案件名とし、入札参加者登録システムに登録したメールアドレスから提出してください。

3 パソコン等のシステム障害その他やむを得ないと認められる理由により電子メールの利用ができないときは、契約担当課の承諾を得たうえで見積書を書面により提出することができます。その場合、見積書は紙入札に準じて取り扱うものとします。

4 見積書の金額はアラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入してください。

【例】

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	1	2	3	4	5	6	0

なお、記載事項及び金額の訂正は、認められません。

5 代理人により見積書を提出しようとする者は、委任状を提出してください。その場合、見積書には代表者の職・氏名の表示を行った上、代理人の職・氏名を表示してください。ただし、当該代理人が入札参加者登録システムの受任者情報に登録された者であるときは、委任状の提出は不要です。

6 見積参加者は、見積書提出後は見積書の差替え、変更又は取消しをすることができません。

(見積の辞退)

第 4条 見積参加者は、見積書提出期限までは、いつでも見積参加を取りやめることができます。

2 見積を辞退する場合は、見積書の提出期限までに、見積辞退届（様式 2）を契約担当課に提出してください。

3 見積辞退届を提出して見積を辞退した場合においても、これを理由として後の見積参加等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(見積書の無効)

第 5条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

(1) 見積に参加するために必要な条件を満たさない者のした見積書

(2) 同一案件に対し、同一の名をもって提出され 2通以上の見積書

(3) 委任状を提出していない代理人の名で提出された見積書

(4) 金額が改ざんされ、又は訂正された見積書

(5) 記載すべき事項が記入されていない、又は記入事項を判読できない見積書

(6) 一定の金額で金額が表示されていない見積書

(7) 指示された方法によらずに提出された見積書

(8) 所定の日時まで所定のメールサーバー又は場所に到達しない見積書

(9) 見積書の受付を開始した日から契約の相手方の決定までが、次のいずれかの期間にある者から提出された見積書

ア 名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止の期間

イ 名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する同意書（平成20年 1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間

(10) その他見積の条件に違反した見積書

(見積の中止等)

第 6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、見積の執行を延期し、又は中止することがあります。

(1) 見積参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるとき

(2) その他市長が必要と認めるとき

(見積書等の取扱い)

第7条 見積参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、提出された見積書等を公正取引委員会及び愛知県警察に提出する場合があります。

(契約の相手方の決定)

第8条 見積書を提出した者のうち(提出者が1者の場合を含む。)、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示し、当該調達案件の参加資格を満たす者を契約の相手方とします。

(くじによる契約の相手方の決定)

第9条 契約の相手方となるべき同価の見積をした者が2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとします。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該見積りに関係のない本市職員にくじを引かせるものとします。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は免除とします。ただし、契約規則第45条第1項の規定(第5号を除く。)により契約が解除された場合には、契約金額に100分の10を乗じて得た額の違約金を納付していただきます。

(契約書の作成)

第11条 契約の方法は、原則として電子契約によります。契約の相手方は決定の通知を受けた日から5日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に定める休日を含みません。)以内に、契約書に電子署名をしてください。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、その期限を延長することができます。

2 契約金額が30万円未満の場合においては、契約書の作成を省略する場合があります。

(異議の申立て)

第12条 見積参加者は、見積書提出後、契約関係図書及びこの手引その他の見積条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として異議を申し立てることができません。

附 則

この手引は、令和8年4月1日から施行する。

様式 1

見 積 書

年 月 日

(あて先)
名古屋市長
又は
契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

法人コード

--	--	--	--	--	--

名古屋市公募型見積合せ（試行）実施要領及び名古屋市公募型見積合せ（試行）参加者手引を承諾の上、見積りいたします。

記

件名： _____

	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
金額								

※見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載する

様式 2

見 積 辞 退 届

年 月 日

(あて先)
名古屋市長
又は
契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

法人コード

--	--	--	--	--	--

件名 : _____

理由 上記案件について、金額を誤って見積書を提出してしまいましたので、
契約の履行ができません。